ノーザンライトヘルス・ホスピタルのサービスの請求および回収
（2026年8月28日）

定義

一般的な請求額（AGB）：緊急またはその他の医学的に必要な治療に対して、そのような治療を補償する保険に加入している個人に一般的に請求される金額。ノーザンライトヘルスは、各加盟病院の毎年のAGBを算出しています。ノーザンライトヘルスは、各加盟病院が適切と判断した場合、AGBを計算するために、遡及方式またはプロスペクティブ方式のいずれかを使用する場合があります。

- 遡及方式では、ノーザンライトヘルスは、該当する加盟病院が前会計年度中にすべての民間保険プランおよびメディケアから受け取った支払総額を、同じ期間にそれらの民間保険プランおよびメディケアの受益者に提供されたサービスに対する病院の請求総額で割ることによって、AGBを計算します。
- プロスペクティブ方式では、ノーザンライトヘルスは、患者がメディケアまたはメディケイドの受給者であった場合に病院が適用するのと同じコーディングおよび請求プロセスを使用して、メディケアの出来高払い方式またはメディケイドが緊急治療またはその他の医学的に必要な治療に対して認める金額を推定することにより、AGBを決定します。この方法におけるAGB金額には、保険会社の支払額と、患者の自己負担額（免責額、共同負担額、自己負担額など）の両方が含まれます。

ノーザンライトヘルスがAGBを計算する方法、および特定のノーザンライトヘルス加盟病院に適用されるAGBに関する無料の書面による説明は、請求により、または http://northernlighthealth.org/billing-helpから入手できます。

申請期間：ノーザンライトヘルス加盟病院が、資金援助方針（FAP）に基づき資金援助の申請を受け付け、処理しなければならない期間。申請期間は、ノーザンライトヘルス加盟病院が個人に医療を提供した日から、退院後の医療費請求書を患者が受け取った日より240日後まで、または以下の時点までとなります。

- ノーザンライトヘルス加盟病院が、セクションVIII(A)(1)(a)に記載されている最も手厚い援助を受ける要件を満たしていないと推定的に判断した個人の場合、より手厚い援助の要件を満たすことを示す追加の情報を個人が提出できる合理的な期間の終了時。
- 個人の場合、ノーザンライトヘルス加盟病院は、本方針のセクションVIII(A)(1)(b)(i)に記載されているように、計画されたECAを通知し、個人への書面による通知で締切日が指定されています。

貸方残高：過払い（払い戻しや患者の残高移行手続きにつながる）または残高の過剰な調整（調整コードの取り消しにつながる）となる可能性がある、売掛金のマイナスの金額。

緊急医療：

- 個人が救急外来を受診し、何らかの病状について検査または治療の依頼をすること、または

印刷物は参考資料としてのみご利用ください。最新版については電子版をご参照ください。

- 患者が、事前予約不要で緊急時の医療を提供する場所として一般に（名称、掲示、広告、その他の手段によって）宣伝されている診療科または診療所で治療を受けること（緊急医療センター、キャンパス外の分娩室など）。

特別債権回収措置（ECA）：FAPで補償される医療費の支払いを受けることに関連して、個人、または当該個人が加盟病院で受けた治療の医療費の支払い責任を受け入れた、もしくは受け入れる義務のある他の個人に対して取られる以下の措置。(i) 個人の債務を第三者に売却すること、(ii) 個人に関する不利な情報を消費者信用情報機関または信用調査機関に報告すること、および
(iii) 法的または司法手続きを必要とする措置（個人の財産に抵当権を設定する、個人の財産を差し押さえる、個人の賃金を差し押さえる、など）。
ECAには、患者の負傷の原因となった第三者に対する患者の訴訟から生じる和解金、判決金、または示談金を得るために、加盟病院が患者の財産に先取特権を設定することは**含まれません**。
ECAには、加盟病院による個人の債務の第三者への売却も**含まれません**が、売却前に、加盟病院が債務の購入者と、以下の4つの条件を含む法的拘束力のある書面による契約を締結している場合に限ります。

1. 債務の購入者は、債務の支払いを受けるためにいかなるECAにも関与しないことに同意しなければならない。
2. 債務の購入者は、債務が売却される時点で第6621条(a)(2)項に基づいて有効な利率（または米国内国歳入庁告示（Internal Revenue Bulletin）
に掲載された通知またはその他のガイダンスによって設定されたその他の利率）を超える利率を債務に課さないことに同意しなければならない。
3. 当該債務は、加盟病院または購入者が当該個人がFAPの対象となると判断した場合、加盟病院によって返還または回収可能でなければならない。
4. 個人がFAPの対象となることが決定され、かつ債務が加盟病院に返還または回収されない場合、購入者は、当該個人がFAP対象者として個人的に支払うべき金額を超えて、購入者と加盟病院の両方に支払う必要がなく、また支払う義務もないことを保証する契約に規定された手続きに従わなければならない。

また、ECAには、破産手続きにおける債権の申し立ては**含まれません**。
FAP：資金援助方針（システム方針16-002、ノーザンライトヘルス病院サービスの支払いに対する資金援助）。
FAP対象者：FAPに基づく資金援助を受ける条件を満たす個人（当該個人がFAPに基づく援助を申請したかどうかを問わず）。
医学的に必要な治療：以下を含む医療サービスまたは医療用品：

- 医師またはその他の医療提供者がその業務範囲内で指示し、医学的または精神的な健康状態の症状、診断、または治療に適切かつ必要であるもの。
- 医学的または精神的な健康状態の診断、直接的なケアおよび治療のために提供されるもの。
- サービス提供地域内の医療および精神保健コミュニティにおける優良な医療行為の基準を満たすもの。
- 患者または医療提供者の便宜を主目的とするものではないもの。

- 安全に提供できる最も適切なサービスレベルまたは供給量、あるいは必要に応じて利用プロセスレビューによって決定されるもの。

自費診療：次のような状況で行われた医療または手術のため、保健関連サービスの料金を自費で支払う個人 (i) 保険に加入していない、(ii)
保険プランによる費用分担（コストシェアリング）のため、(iii)
または保険を利用する代わりに本人が自費による支払いを希望する場合。
病院従事者：組織に対して、または組織を代表してサービスを提供する個人（従業員、ボランティア、理事、医療スタッフ、学生、研修生、請負業者など）。

目的
本方針の目的は、資産を保全し、健全な財務基盤を維持しつつ、地域社会および当院がサービスを提供する患者のニーズとのバランスを取ることです。

方針
本方針は、患者、その保証人、第三者保険会社、および医療サービスの支払いに経済的責任を負うその他の方から情報を取得および確認し、支払いを徴収するための一般的なガイドラインを経営陣に提供するものです。本方針は、ノーザンライトヘルスがこれらの業務を遂行するにあたり、州法および連邦法規を遵守することの促進も目的としています。

- ノーザンライトヘルス加盟病院は、サービスの提供において、人種、肌の色、国籍、民族、年齢、精神的または身体的能力、あるいは障害、政治的所属、宗教、文化、社会経済的統計、遺伝情報、退役軍人の地位、性別（性特性、インターセックス特性、妊娠または関連する状態を含む）、性的指向、ジェンダー、性自認または性表現、あるいは言語に基づく排除や差別を行いません。
- ノーザンライトヘルス加盟病院は、メイン州保健福祉局の適用される規制とシステム方針16-00、ノーザンライトヘルスによるノーザンライトヘルス病院サービスの支払いに対する資金援助に従って、無保険および保険が不十分な患者に無料の医療を提供します。
- ノーザンライトヘルス加盟病院は、適切な場合には、無保険の患者が連邦政府、州政府、および/または公的資金による医療保険に加入できるよう支援します。
- 本方針は、請求対象となる未払い残高が患者またはその保証人によって支払われるべきものであることを前提としています。
- ノーザンライトヘルス加盟病院は、システムの収益サイクル部門が定める基準に従って、残高が回収不能と判断された場合、適切な管理体制を維持し、手動による調整手順を標準化します。
- ノーザンライトヘルス加盟病院は、システムの収益サイクル部門が定める基準に従って、適切な管理体制を維持し、手動による貸方残高処理の手順を標準化します。本方針において記載および参照されている情報は、加盟病院を拠点とするサービス（加盟病院に雇用されている診療グループを含む）にのみ適用され、非雇用プロバイダーには適用されません。

ノーザンライトヘルス加盟病院は、以下のことをあらゆる合理的な努力をもって行います。

1. 予約時または登録時に、患者またはその保証人の支払責任を判断するために必要な保険情報および個人情報を取得し、確認する。
2. 該当する**サービス提供時点**での患者負担金を徴収する。
3. 加盟病院での入院中の**ケースマネジメント**を支援する。
4. 患者に、システム方針16-002、ノーザンライトヘルス病院サービスの支払いに対する資金援助に基づく資金援助が利用可能であることを**通知する**。
5. 患者の承認に基づき、該当する請求を第三者支払人に提出する。
6. 該当する場合は、請求金額を明確かつ正確に記載した明細書を患者に提供する。
7. 支払いのオプションと、無料医療を含む資金援助プログラムの利用可能性を伝える。

患者は、該当する第三者機関による補償または資金援助の適格性を判断するために必要な財務情報および個人情報を、加盟病院に提供する責任があります。本方針に基づき収集されたすべての情報は、適用される連邦および州のプライバシー法に従って、機密情報として取り扱われます。患者は、自身の保険給付内容と要件を理解し、適切な事前承認と紹介状が取得されていることを確認する最終的な責任を負います。

手順

I. 予約と登録

A. 可能な限り、患者は事前に登録され、その際に保険情報および人口統計情報も取得されます。加盟病院は、診療の予約時または患者が診療を受ける際に、患者情報を確認するために合理的な努力を払うものとします。複数の支払元が存在する場合、加盟病院は、Medicare Secondary Payer（MSP）規則および民間保険の給付調整ガイドラインに基づいて、支払元に優先順位を付けます。

B. すべての救急医療サービスは、救急医療処置および分娩法（EMTALA：Emergency Medical Treatment and Active Labor Act）に準拠して提供されます。初期スクリーニング、評価、および安定化の後、加盟病院は患者、保証人、または家族から、人口統計情報および保険情報の取得を試みます。

C. 人口統計情報の正確性を確保するため、患者には、運転免許証などの身分証明書の提示を求める場合があり、また、保険加入の証明として有効な保険証の提示を求める場合もあります。

D. 「保険加入者」とみなされるためには、患者は治療同意書、支払保証書、給付金譲渡書、保護対象医療情報フォームに署名し、給付金を加盟病院に譲渡する必要があります。

II. 保険確認

A. 加盟病院は、多くの主要な保険会社に対して保険適用状況を確認します。

B. 加盟病院は、患者の主治医が、可能な限り治療の事前承認を取得していることを確認します。加盟病院は、患者から提供された情報の特定、確認、および適格状況の確認を円滑に行うために、支払機関のウェブポータルなどのツールを活用します。

C. 加盟病院は、請求情報の取得および確認、ならびに患者が連邦および州の支援プログラムに申請する際のサポートを目的として、外部機関と契約する権利を留保します。
D. 自動車事故については調査が行われ、事故の詳細はメイン州自動車管理局のウェブサイトで入手できます。患者が無保険の場合は、支払者の指示に従い、適切な自動車保険会社または医療保険会社に支払請求が提出されます。本方針で認められている範囲で、提供したサービスに対する支払いを確保するために、先取特権が設定されることがあります。先取特権は個人の資産に対して設定されるものではありません。。
E. 患者が州の労災保険でサービス費用が賄われると述べているものの、保険会社名が不明な場合、加盟病院は（必要な同意書がすべて署名されている場合）雇用主または労災保険委員会に連絡を取り、労災保険情報の提供を求めます。

III. サービス提供時点での料金徴収

A. 患者には、自己負担額、共同負担額、免責額、または保険適用外のサービス料金が、サービス提供時に請求されます。
B. 加盟病院は、特定の選択的診断検査、治療、または処置について、緊急性がないと判断する場合、予約前に支払い方法の取り決めまたは全額支払いを要求することがあります。
C. 患者は、退院時に自己負担額の見積もり全額（保険の自己負担学、共同負担額、免責額を含む）を支払う場合、サービス提供時点での割引を受けることができます。
D. 本方針のセクションVIおよびシステム方針16-002、ノーザンライトヘルス病院サービスの支払いに対する資金援助に記載されているとおり、財務カウンセリングが利用可能です。

IV. ケースマネジメント、入院、および退院

A. 加盟病院は、患者の第三者ケースマネジメントチームと協力して業務を行い、同チームは同時並行で臨床審査を実施する場合があります。医療上の必要性の判断により保険適用範囲が変更され、保険適用外のサービスやそれに伴う自己負担費用が発生する場合、患者にその旨が通知されます。
B. 可能な限り、退院前にすべての保険情報を確認し、必要書類を記入し、署名を取得しておく必要があります。

V. 患者への援助利用可能に関する通知

A. 標識および個別の通知：ノーザンライトヘルス加盟病院は、システム方針16-002、ノーザンライトヘルス病院サービスの支払いに対する資金援助に従って、患者に資金援助と無料医療の利用可能性について通知します。
B. 下記のセクションVIIIに記載されるとおり、ノーザンライトヘルス加盟病院がECAを開始する前に、追加の通知手順を実行する必要があります。

VI.請求および回収

A. **一般規定**

印刷物は参考資料としてのみご利用ください。最新版については電子版をご参照ください。

1. 支払元に関わらず、すべての患者には同じサービスに対して同じ金額が請求されます。サービス提供前に料金の見積もりを提示し、要望があればいつでも詳細な明細書を提供します。
2. 患者のアカウントに関する、患者やその家族とのやり取りは、患者会計システムに記録されます。
3. 財務申請書および決定通知書は、紙媒体または電子形式で患者会計システムに保管されます。
4. セクションVIに記載されている措置は、ECAを構成するものではなく、いつでも実施することができます。

B. **第三者への請求**

1. 第三者支払者の手順は以下のとおりです。
   a. 支払者が要求する標準統一請求用紙（UB-04およびCMS 1500）で提出された給付金請求を受け取る。
   b. 標準収益コードおよびCPT/HCPCSコードを使用して報告された請求を受け取る。請求は可能な限り電子的に提出する。
   c. 退院後に最短5日で発行される請求を受け取る。

2. 加盟病院の手順は以下のとおりです。
   a. 業界標準の給付調整ガイドラインに基づき、優先順に保険会社に請求書を送付する。
   b. 加盟病院の各部門のガイドラインで定められた間隔で、未払い残高について支払者へのフォローアップを行う。
   c. 合理的な努力を尽くすまで、支払者に対して請求を続ける。
   d. 必要に応じて、サービス提供前に患者に保険適用外の通知を提供する。
3. 患者の手順は以下のとおりです。
   a. 自己負担額、共同負担額、免責額、または保険適用外のサービス料金がすべて請求される。
   b. 支払者の要件に従い、保険適用外のサービス料金の残高が請求される。
   c. 契約外の保険プランに請求された未払い残高の責任を負う。

C. **自費請求**

債権回収手続きの過程で、支払責任当事者が請求内容に正当な理由に基づいて異議を申し立てた場合、問題が解決し、その結果が患者に伝えられるまで、回収活動は一時停止されます。

1. 初回の請求明細書は、退院後5日以内、または自費請求への変更後2日以内に発行されます。
2. 早期支払い割引は、患者への最初の請求書で通知され、ノーザンライトヘルスシステムの割引規定（本方針の上部に関連文書としてリンクされています）に記載されているとおり、請求書発行日から30日間有効です。
3. 自費請求の患者には、ノーザンライトヘルスシステムの割引規定（本方針の上部に関連文書としてリンクされています）に記載のとおり、追加の割引が

提供される場合があります。

4. 請求明細書の初回受領時に全額の支払いが必要になります。支払いは郵送、電話、またはオンラインで行うことができます（請求に関するヘルプのウェブサイト）主要クレジットカードのほとんどをご利用いただけます。
5. 以降の請求明細書は、少なくとも30日ごとに発行されます。
6. 請求書または明細書に加え、電話連絡、督促状、直接連絡、その他支払責任当事者への連絡を真摯かつ合理的に行うためのあらゆる通知方法が取られる場合があります。これらの定型的な債権回収措置は、口座開設からの経過期間や未払い残高の金額によって異なる場合があります。
7. ノーザンライトヘルス加盟病院は、未払い残高に対して利息を請求しません。
8. 詳細はシステム方針16-002、ノーザンライトヘルス病院サービスの支払いに対する資金援助を参照してください。

D. **支払い計画**

加盟病院は、全額支払いが経済的に困難な場合があり、適切な支払い計画または予算計画が必要となる場合があることを認識しています。下記に記載されている項目は、支払い計画に関する追加のガイドラインと基準を示しています。

1. 患者またはその責任者は、最初の請求書を受け取った時点で、または相互に合意した分割払い計画に従って、提供されたサービスに対する全額を支払うことが求められます。
2. ファイナンシャルカウンセラーが患者に対し、利用可能な支払い計画の選択肢について説明します。
3. 支払い計画の延滞口座は、本方針のセクションVIII.Bに従って債権回収業者に委託されます。

E. **無保険および保険が不十分な患者に対する無料医療および資金援助**

ノーザンライトヘルス加盟病院は、保健福祉局の無料医療ガイドライン（第150章10-144）に従って無料医療を提供し、ノーザンライトヘルスの方針（システム方針16-002、ノーザンライトヘルス病院サービスの支払いに対する資金援助）に基づいて追加の無料医療を提供する場合があります。

F. **カタストロフィック補償**

患者が無料医療の対象とならず、かつ患者負担額が患者に過度の経済的負担をかける場合、財務担当バイスプレジデントまたはその代理人は、通常の資金援助や当院の標準的な自費請求割引を超える割引を提供する場合があります。

VII. 請求額の制限

緊急治療またはその他の医学的に必要な治療に関して、ノーザンライトヘルスは、FAP対象者に請求する金額をAGBに制限することを方針としています。詳細は、

システム方針16-002、ノーザンライトヘルス病院サービスの支払いに対する資金援助に記載されています。

VIII. 特別債権回収措置（ECA）

A. 一般要件 ECAの開始前

ノーザンライトヘルス加盟病院は、退院後の最初の治療料金請求書を発行した日から少なくとも120日間、かつ個人にFAPが通知されるまで、ECAを開始してはなりません。さらに、ノーザンライトヘルス加盟病院は、個人に対してECAを実施する前に、下記の**セクション1**に従って、個人がFAPに基づく資金援助の対象要件を満たしているかどうかを判断するために合理的な努力を払わなければなりません。患者が加盟病院と満足のいく支払い取り決めを済ませている場合は、ECAを開始することはできません。最後に、ECAを開始する前に、財務担当バイスプレジデントまたはその代理人は、加盟組織の病院が、個人がFAPの対象となるかどうかを判断するために合理的な努力を払い、本方針を遵守していることを確認しなければなりません。財務担当バイスプレジデントまたはその代理人による当該決定がなされるまでは、いかなるECAも開始してはなりません。

1. **合理的な努力**

   ノーザンライトヘルス加盟病院は、以下のいずれかの条件を満たす場合、個人がFAPに基づく資金援助の対象となるかどうかを判断するために合理的な努力を行ったとみなされます。(i)
   個人が推定対象判定の要件を満たしていると判断する、または (ii)
   申請書の受領から15日以内に、申請を完了するために必要な追加情報または書類（ある場合）の説明を申請者に通知する、または (iii)
   完成した資金援助申請書の受領から45日以内に、個人にFAPについて通知し、個人が提出したFAP申請書（申請書が完全か不完全かを問わず）を以下の手順とシステム方針16-002、ノーザンライトヘルス病院サービスへの財政支援に従って処理する。

   a. 推定的な対象判定を行うには、加盟病院は、個人から提供された情報以外の情報、または過去のFAP対象判定に基づいて、その個人が資金援助の対象要件を満たしていると判断しなければなりません。個人がFAPに基づく最も手厚い援助よりも少ない援助を受ける条件に該当する場合、加盟病院は以下のことを行う必要があります。
      i. 当該個人に対し、決定の根拠と、FAPに基づくより手厚い援助を申請する方法を通知する。
      ii. ECAを開始する前に、個人に、より手厚い援助を申請するための妥当な期間を与える。
      iii. 申請期間内に、個人がより手厚い援助を求めるFAP申請書一式を提出した場合は、下記の**セクション3**に記載されている手順に従う。
   b. FAPについて個人に適切な通知を行うため、ノーザンライトヘルス加盟病院は以下のすべてを実施する。

印刷物は参考資料としてのみご利用ください。最新版については電子版をご参照ください。

i. 1つ以上のECAを開始する少なくとも30日前までに、
以下の**すべて**の方法でFAPについて個人に通知する。
1. 対象となる個人に対し、資金援助が利用可能であることを示す書面による通知を提供し、ノーザンライトヘルス加盟病院が支払いを受けるために使用する予定のECAを特定し、ECA開始後の締切日（書面による通知が提供された日から30日以降とする）を提示する。
2. FAPの内容を平易な言葉でまとめたものを、書面による通知に同封する。
3. FAPについて、またFAPの手続きに関して支援を受ける方法について、口頭で本人に伝えるよう合理的な努力を払う。

ii. 申請期間中に個人が**不完全な**FAP申請書を提出した場合、ノーザンライトヘルス加盟病院は、下記の**セクション2**に記載されている追加の手順を実行する。

iii. 申請期間中に申請者が**完全な**FAP申請書を提出した場合、ノーザンライトヘルス加盟病院は、下記の**セクション3**に記載されている追加の手順を実行する。

2. **FAP申請書が不完全な状態で提出された場合の追加手続き**

a. 上記の**セクション1**に記載されている通知要件を遵守することに加え、ノーザンライトヘルス加盟病院は、申請期間中に提出された不完全なFAP申請書の受領から15日以内に、当該個人に対し、FAP申請書を完成させる方法を通知し、30日以内に完成させるための合理的な機会を提供しなければなりません。これらの要件を満たすために、ノーザンライトヘルス加盟病院は以下のすべてを実行しなければなりません。

i. ECAは開始しない、またはすでに開始されたECAに対して更なる措置を講じない。

ii. 30日以内に、以下の情報を含む書面による通知を当該個人に提供する。

- FAP申請を完了するために提出しなければならない、FAPまたはFAP申請書の情報および/または書類の説明。
- 電話番号や所在地を含む次の連絡先情報：(i) FAPに関する情報を提供できる加盟病院のオフィスまたは部門、および (ii) 次のいずれか：(a) FAP申請手続きの支援を提供できる加盟病院のオフィスまたは部門、または (b) 加盟病院がFAP申請の支援の提供者として指定した少なくとも1つの非営利団体または政府機関。

印刷物は参考資料としてのみご利用ください。最新版については電子版をご参照ください。

b. その後、申請期間中に個人が完全なFAP申請書を提出した場合、ノーザンライトヘルス加盟病院は、下記の**セクション3**で定められた手順に従わなければなりません。

3. **FAP申請書が完全な状態で提出された場合の追加手続き**
   a. 上記の**セクション1**に記載されている通知要件を遵守することに加え、ノーザンライトヘルス加盟病院は、申請期間中に完全なFAP申請書を提出した個人に関して、受領後45日以内に以下のすべてを遂行しなければなりません。
      i. ECAは開始しない、またはすでに開始されたECAに対して更なる措置を講じない。
      ii. 45日以内に、その個人がFAPに基づく資金援助の対象要件を満たしているかどうかを判断する。個人が資金援助の対象要件を満たしていると判断された場合、ノーザンライトヘルス加盟病院は、以下の**セクション3.b.**に記載されている手順も実行する。
      iii. 対象判定の決定内容を、対象となる援助（もしあれば）および対象判定の根拠を含めて、45日以内に書面で個人に通知する。
   b. 個人がFAPに基づいて資金援助の対象となると判断された場合、ノーザンライトヘルス加盟病院は以下の追加の手順を実行しなければなりません。
      i. FAP対象者として個人が支払うべき金額を超える医療費については、返金額が5ドル未満でない限り、その超過分を返金する。払い戻しの対象となるのは、個人のFAP申請に関連する治療エピソードに対する支払い***のみ***です。
      ii. 治療料金の回収のために個人に対して行われたあらゆるECAを覆すために、あらゆる合理的な措置（判決の取消、先取特権や差押えの解除、信用報告書から不利な情報を削除するなど）を講じる。
      iii. 対象者が無料医療以外の資金援助を受ける資格がある場合、以下の内容を示す請求書を対象者に提供する。(i) FAP対象者として個人が支払うべき治療の料金額、(ii) その金額がどのように決定されたか、および (iii) 治療のAGB。

B. **債権回収業者への債務の委託**

上記のセクションVIII.Aで規定されているECAの一般要件を遵守することに加え、ノーザンライトヘルス加盟病院は、債権回収業者に債務を委託する際に、以下の追加要件を遵守しなければなりません。

1. ノーザンライトヘルス加盟病院は、債権回収業者に対し、公正債権回収法（Fair Debt Collection Practices Act）および米国債権回収協会（ACA：American Collections Association）の倫理規定と職業責任規定を遵守していることを書面で保証するよう求めています。上記の延滞基準に基づき、該当口座は不良債権事前リストレポートに掲載され、債権回収業者に委託する前に、認可を受けた加盟病院の担当者によって審査および承認されます。

C. **信用情報機関への報告**

上記のセクションVIII.Aで規定されているECAの一般要件を遵守することに加え、ノーザンライトヘルス加盟病院は、信用情報機関（Transunion、Experian、Equifaxなど）に報告を行う際に、以下の追加要件を遵守しなければなりません。

1. 債権回収業者に委託された債務は、責任当事者が全額を支払わない場合、または債権回収業者との間で満足のいく支払い取り決めがなされない場合、国の信用情報機関に登録される可能性があります。

参考資料

DHHS規則10-144 CMR.第150章、無料医療ガイドライン（Free Care Guidelines）
医療保険制度改革法（Patient Protection and Affordable Care Act）第1322条
米国内国歳入法典（Internal Revenue Code）第501条c項

添付書類

ノーザンライトヘルスシステム割引、本ポリシーを関連書類として上記にリンク

この文書は、下記に記載された日付に、下記の委員会によって承認されました。

理事会、2012年10月17日、2015年12月16日、2017年10月4日、2019年10月2日、2021年6月9日、2023年6月14日、2025年6月11日、2026年5月27日
理事会ガバナンス委員会、2012年9月19日、2015年延期、2017年9月12日、2019年9月18日、2023年5月9日
理事会財務委員会、2012年5月29日、2015年9月16日、2017年9月13日、2019年9月16日、2021年6月2日、2023年4月26日、2025年4月24日、2026年4月29日
リーダーシップ評議会、2012年6月19日、2015年11月17日、2021年5月19日
財政評議会、2015年9月8日、2017年8月8日、2021年4月19日、2023年1月27日、2025年3月25日、2026年4月24日

印刷物は参考資料としてのみご利用ください。最新版については電子版をご参照ください。